

修正案の提出について

第六十七号議案 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

本議案に対する修正案を別紙のとおり東京都議会会議規則第六十五条の規定により提出します。

平成二十二年三月十九日

（提出者）

村松みえ子

環境・建設委員長 殿

第六十七号議案 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例案に対する

修正案

第六十七号議案 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中

「第二章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策

第一節 自動車環境管理計画書（第二十八条―第三十二条）

第二節 自動車から発生する排山ガス及び温室効果ガス対策（第三十二条の二―第五十一条）を

第三節 エコドライブ（第五十一―第五十六条）

第四節 燃料規制等（第五十六―第六十二条）

第五節 自動車の騒音及び振動対策（第六十二―第六十七条）

「第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策

第一節 自動車交通量の抑制（第三十七条の二）

第二節 自動車環境管理計画書（第二十八条―第三十二条）

第三節 自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策（第三十二条の二―第五十一条）に改める。

第四節 エコドライブ（第五十一―第五十六条）

第五節 燃料規制等（第五十六―第六十二条）

第六節 自動車の騒音及び振動対策（第六十二―第六十七条）

目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一―条中「等により」の下に「、地球温暖化を防止し」を加える。

第二十条第一項中「ところにより」の下に「、環境への負荷の低減のため都市の成長を管理することを始め」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(地球温暖化防止推進計画の策定等)

第五条の二の二 知事は、地球温暖化防止推進計画を定め、地球温暖化物質の総量の規制、部門別削減計画及び年次計画に基づき対策を講じなければならない。

第二十条の条名及び同章第一節の節名の改正規定を次のように改める。

第二十条の条名を次のように改める。

第二章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策

第二章第四節を同章第五節とする改正規定中「第五節」を「第六節」に改める。

第二章第五節の節名を改め、同節を同章第四節とする改正規定中「第四節」を「第五節」に改める。

第二章第六節の節名を改め、同節を同章第三節とする改正規定中「第三節」を「第四節」に改める。

第二十一条の次に節名及び一条を加える改正規定中「第三節」を「第二節」に改める。

第三十四条の改正規定中「高いものとして」の下に「議会の承認を受けて」を加え、「次の一項」を「次の項」に改める。

2 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。

2 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして議会の承認を受けて知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。

3 知事は、新たに低公害、低燃費車を購入し、かつ、使用する事業者及び郡民への必要な支援に努

めるものとする。

第三十五条及び第三十六条の改正規定を次のように改める。

第三十五条（見出しを含む）中「低公害車」を「低公害、低燃費車」に、「規則で定める台数」を「議会の承認を受けて知事が定める台数」に、「規則で定める割合」を「議会の承認を受けて知事が定める割合」に改め、同条は次の一項を加える。

2 前項に規定する者は、自動車の新規購入又は買換えに当たり低公害、低燃費車を購入しなければならない。

第三十六条中「低公害車」を「低公害、低燃費車」に改める。

第四十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二節 第一節の節名中「自動車排出ガス対策」を「自動車環境管理計画」に改め、同節を同章第二節とする。

第二十八条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 自動車交通量の抑制

(自動車交通量の抑制及び公共交通への転換等)

第四十七条の二 知事は、自動車交通による環境への負荷の低減に向け、自動車交通への過度の依存を改めるため、公共交通の整備を図るとともに、自動車交通から公共交通への転換に努めなければならない。

(提案理由)

地球温暖化対策における、運輸部門の温室効果ガス削減の実効性を確保するため、自動車交通量の抑制を図るほか、低公害、低燃費車の普及を拡大する。